

労働者派遣事業に関する情報公開について

株式会社 ゼアス

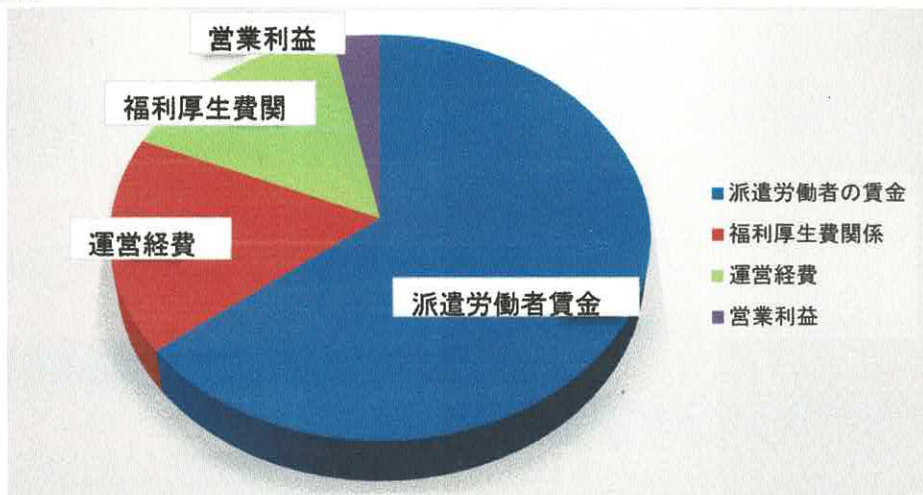
改正労働者派遣法に基づくマージン率等について以下のとおり公表しております。

派遣労働者数（令和7年6月1日現在）	27名
派遣先数（令和7年6月1日現在）	7事業所
労働者派遣に関する料金の平均額	13,319円（1日8時間あたりの額）
派遣労働者の賃金の額の平均額	9,333円（1日8時間あたりの額）

マージン率

29.9%

（内訳）



マージン率の内訳には、以下のようなものがあります。

・派遣労働者の賃金

派遣労働者の給与、交通費も含めて64.3%となります。

・福利厚生費関係

派遣労働者の事業主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等の社会保険料や教育訓練の実施費用、派遣労働者が有給取得の際の賃金支払費用等、総計17.3% となります。

・運営経費

当社の派遣事業担当者の人件費、賃借料、募集費用等、総じて 15.3% となります。

・営業利益

上記の割合すべてを差し引いた残り3.1%が当社の営業利益となります。

【6】法第30条4項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・労使協定の締結：あり（当該協定の有効期限の終期 2026年3月31日）
- ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当事業所にて派遣就業しているすべての派遣労働者

教育訓練について

- ・入社時基礎的訓練
- ・各種作業訓練
- ・安全衛生教育
- ・ビジネスマナー
- ・各種PC研修

その他

- 資格支援制度あり、慶弔金制度あり
- 有料職業紹介事業許可（40-ユ-300037）